

弁護士法人ゆめかなえ法律事務所 報酬基準一覧表

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
法律相談	初回法律相談料	30分ごとに5,000円	
	一般法律相談料	30分ごとに5,000円、事案が重大又は複雑なときは30分ごとに5,000円以上2万5,000円以下	
2 書面による鑑定	鑑定料	複雑・特殊でないときは10万円以上30万円以下	
1 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 8% 300万円を超え3,000万円以下の場合 5% + 9万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 3% + 69万円 3億円を超える場合 2% + 369万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 着手金の最低額は20万円	特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。 算定可能な場合の算定基準 イ 金銭債権 債権総額（利息及び遅延損害金を含む） ロ 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額 ハ 継続的給付債権 債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額 ニ 賃料増減額請求事件 増減額分の7年分の額 ホ 所有権 対象たる物の時価相当額 ヘ 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権 対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額 ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1を加算した額 建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 ヘにその敷地の時価の3分の1を加算した額 チ 地役権 承役地の時価の2分の1の額 リ 担保権 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額 ス 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ホ、ヘ、チ及びビりに準じた額 ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価格が債権額に達しないときは法律行為の目的の価格 オ 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額 ワ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。 カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額 ヨ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額）
	報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 16% 300万円を超え3,000万円以下の場合 10% + 18万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 6% + 138万円 3億円を超える場合 4% + 738万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。	
2 調停及び示談交渉事件	着手報酬金	1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1又は5の額の2分の1 ※ 着手金の最低額は20万円	
3 契約締結交渉	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 2% 300万円を超え3,000万円以下の場合 1% + 3万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 0.5% + 18万円 3億円を超える場合 0.3% + 78万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 着手金の最低額は10万円	
	報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 4% 300万円を超え3,000万円以下の場合 2% + 6万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 1% + 36万円 3億円を超える場合 0.6% + 156万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。	
4 督促手続事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 2% 300万円を超え3,000万円以下の場合 1% + 3万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 0.5% + 18万円 3億円を超える場合 0.3% + 78万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 訴訟に移行したときの着手金は、1又は5の額と上記の額の差額とする。 ※ 着手金の最低額は10万円	
	報酬金	1又は5の額の2分の1 ※ 報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求できる。	

5	手形・小切手訴訟事件	着	手	金	<p>事件の経済的な利益の額が</p> <p>300万円以下の場合 4%</p> <p>300万円を超え3,000万円以下の場合 2.5% + 4.5万円</p> <p>3,000万円を超え3億円以下の場合 1.5% + 34.5万円</p> <p>3億円を超える場合 1% + 184.5万円</p> <p>※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。</p> <p>※ 着手金の最低額は20万円</p>	<p>算定不能な場合の算定基準</p> <p>800万円とする。ただし、事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる</p> <p>※ 経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは、減額については必ずしなければならず、増額についてこれを行うことができる</p>					
		報	酬	金	<p>事件の経済的な利益の額が</p> <p>300万円以下の場合 8%</p> <p>300万円を超え3,000万円以下の場合 5% + 9万円</p> <p>3,000万円を超え3億円以下の場合 3% + 69万円</p> <p>3億円を超える場合 2% + 369万円</p> <p>※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。</p>						
6	離婚事件	調停事件	着	手	金	<p>それぞれ20万円以上40万円以下</p> <p>※ 離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1</p> <p>※ 財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。</p>					
		交渉事件	報	酬	金						
7	境界に関する事件	着	手	金	<p>それぞれ30万円以上100万円以下</p> <p>※ 1の額が上記の額より上回るときは、1による。</p> <p>※ 上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。</p>	<p>※ 境界に関する事件とは、境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他をいう。</p> <p>※ 調停及び示談交渉事件の場合は、左の額を、それぞれ3分の2に減額することができる。</p> <p>※ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、左の額又は1の額の2分の1</p>					
		訴訟事件	報	酬	金						
8	借地非訟事件	着	手	金	<p>借地権の額が5,000万円以下の場合 20万円以上50万円以下</p> <p>借地権の額が5,000万円を超える場合</p> <p>上記の「標準となる額」に5,000万円を超える部分の0.5%を加算した額</p>	<p>※ 調停事件は左に準ずる。ただし、それぞれの額3分の2に減額することができる。</p> <p>※ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、左の着手金の額の2分の1</p>					
		報	酬	金	申立		人	の	場	合	<p>申立の内容</p> <p>借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。</p>
					相手方		の	場	合	<p>相手方の介入権</p> <p>財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、1による。</p>	
					相手方		の	場	合	<p>申立の却下又は介入権の認容</p> <p>借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。</p>	
					賃料の増額		の	場	合	<p>賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、1による。</p>	
財	産	上	の	給	付	の	場	合	<p>財産上の給付の認容</p> <p>財産上の給付額を経済的利益の額として、1による。</p>		
着	手	金	<p>1の着手金の額の2分の1。審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の3分の2。</p> <p>※ 着手金の最低額は10万円。</p>	※ 本案事件と併せて							

9	保全命令申立事件等	報酬金	事件が重大又は複雑なときは1の報酬金の額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経たときは1の報酬金の額の3分の1 本案の目的を達したときは1の報酬金に準じて受けることができる。	受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。	
10	民事執行事件	着手金	1の着手金の額の2分の1。	※ 本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。この場合の着手金hが、1の3分の1を限度とする。 ※ 着手金の最低額は5万円	
		報酬金	1の着手金の額の4分の1。		
	執行停止事件	着手金	1の着手金の額の2分の1。		
		報酬金	事件が重大又は複雑なときは1の報酬金の額の4分の1。		
11	自己破産・和議・会社整理・特別精算、会社更生の申立事件	着手金	資本金、資産、負債額、関係人等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1)事業者の自己破産 50万円以上 (2)非事業者の自己破産 20万円以上 (3)自己破産以外の破産 50万円以上 (4)事業者の和議 100万円以上 (5)非事業者の和議 30万円以上 (6)会社整理 100万円以上 (7)特別精算 100万円以上 (8)会社更生 200万円以上	※ 保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。	
		報酬金	1に準ずる額（この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する）。 ただし、前期1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。		
12	任意整理事件（11の各事件に該当しない債務整理事件）	着手金	資本金、資産、負債額、関係人等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1)事業者の任意整理 50万円以上 (2)非事業者の任意整理 20万円以上		
		報酬金	イ 事件が精算により終了したとき (1)弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額（債権の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価格。以下同じ）につき 500万円以下の場合 15% 500万円を超え1,000万円以下の場合 10% + 25万円 1,000万円を超え5,000万円以下の場合 8% + 45万円 5,000万円を超え1億円以下の場合 6% + 145万円 1億円を超える場合 5% + 245万円 (2)依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき 5,000万円以下の場合 3% 5,000万円を超え1億円以下の場合 2% + 50万円 1億円を超える場合 1% + 150万円 ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、11の報酬に準ずる。 ハ 事件の処理について裁判上の手続を要したときは、イロに定めるほか、相応の報酬金を受けることができる。		
13	行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件	着手金	1の着手金の額の3分の2の額	※ 審尋又は口頭弁論等を経たときは、1に準ずる。 ※ 着手金の最低額は20万円	
		報酬金	1の着手金の額の2分の1の額		